北海道廃棄物処理計画［第４次］の概要

資料5-1

計画本文　http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kikaku/syori-keikaku.htm

第1章　計画策定の趣旨等

1　策定の趣旨・位置づけ
・廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく法定計画
・北海道循環型社会形成推進基本計画の個別計画

2　策定の視点
・排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保
・バイオマスの利活用、循環型社会ビジネスの振興
・地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

3　計画期間
平成27年度から平成31年度

第2章　廃棄物の現状と将来予測

※　現状(H24)

1　一般廃棄物
・**排出量**　2,013千トン
・**リサイクル率**　23.6%
・**最終処分量**　402千トン

2　産業廃棄物
・**排出量**　38,752千トン
・**再生利用率**　55.9%
・**最終処分量**　721千トン

3　廃棄物系バイオマス
・**利活用率（排出量ベースの炭素量換算）**　86%

現状を踏まえた施策展開

第5章　一般廃棄物の処理に関する方針

1　排出の抑制
・各主体が一体となったごみの排出抑制に係る取組の総合的な推進

2　適正な循環的利用
・地域ごとの廃棄物の特徴などを踏まえたリサイクル施設の整備の促進
・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等に基づく循環的利用の推進

3　適正処分の確保
・環境への負荷が少ない処分方法の検討、導入の促進
・省エネルギーの取組や長寿命化・延命化を図った施設整備の促進

4　広域的な処理
・地域の実情とニーズに応じたごみ処理の広域化の推進

5　効率的なごみ処理事業の運営
・市町村に対する情報提供、技術的助言の実施

6　災害廃棄物対策
・支援体制の整備　・道の計画策定と市町村計画の策定促進

7　生活排水対策
・「全道みな下水道構想3」を踏まえた施設の整備促進

第6章　産業廃棄物の処理に関する方針

1　業種別
・本道における産業廃棄物の排出量が多い業種や主要な業種における、廃棄物の3Rと適正処分の推進
・業種別目標の設定（動物のふん尿、建設工事から排出される廃棄物など）

2　施設整備のあり方
・既存の補助制度を活用した循環的利用が可能な施設設備の設置促進

第7章　重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針

1　バイオマス
・バイオマスの利活用の促進による地域循環圏の構築

2　その他重点的な取組が必要な廃棄物
・PCB廃棄物：北海道PCB処理計画に基づく適正処理の推進
・使用済み自動車：自動車リサイクル法に基づくリサイクル・適正処理の推進
・アスベスト:使用状況の把握と適正処理の推進

基本的考え方を踏まえた施策展開

第8章　廃棄物に関するその他の方針

1　優良な産業廃棄物処理業者の育成
・情報提供や普及啓発等による廃棄物処理法に定める優良認定業者の増加

2　不法投棄等防止対策の推進
・道警、海上保安庁などと構成する廃棄物不法処理対策戦略会議の運営
・休日・夜間監視、ヘリコプター監視等の監視事業などの関係機関との協力実施

3　道外産業廃棄物の取扱い等
・道外産業廃棄物の受入れの原則禁止と循環推進条例の適正な運用

第4章　各主体の役割

道民、事業者、市町村、道の各役割に基づく積極的な取組

施策の実行

北海道らしい循環型社会の構築

○　できるだけごみを出さない、物を修理して大切に使うなど環境に配慮 した生活を実践している社会
○　事業活動における廃棄物の発生が極力抑えられるとともに、廃棄物が循環資源として有効に利用され、3Rや適正処理が定着している社会
○　バイオマスの利活用が進むとともに、リサイクル関連産業が発展し、循環型ビジネス市場が拡大している社会

目標達成

第3章　平成31年度目標

※　（　）内は、H24との比較

1　一般廃棄物
・**排出量**　1,800千トン以下　（約11%削減）
・**リサイクル率**　30%以上　（約6ポイント増加）
・**最終処分量**　290千トン以下　（約28%削減）

2　産業廃棄物
・**排出量**　39,000千トン以下　（平成24年度と同程度）
・**再生利用率**　57%以上　（約1ポイント増加）
・**最終処分量**　570千トン以下　（約21%削減）

3　廃棄物系バイオマス
・**利活用率　（排出量ベースの炭素量換算）**　88%以上（2ポイント増加）

第9章　計画の推進

○　現状把握　○　進行管理　○　公表

検証・見直し

第3章　施策展開の基本的な考え方

適正な管理
廃棄物処理施設の適正管理等の確保及び排出抑制等に向けた取組の促進

協働による取組
道民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物対策の推進

透明性の確保
廃棄物処理に関する様々な情報の提供・公表、各主体相互の対話の促進